

# カンボジアにおける意匠出願制度 の概要

Tilleke & Gibbins International Ltd.

大竹徳成  
(日本国弁理士)



Tilleke & Gibbins international Ltd. (以下、Tilleke & Gibbins) は、1890年にバンコクで設立され、バンコク、ハノイ、ホーチミン、ジャカルタ、プノンペン、ピエンチャンおよびヤンゴンにオフィスを有する東南アジアを代表する総合法律事務所である。大竹氏は、2015年にTilleke & Gibbinsに加入し、バンコクにおいて、主に、明細書作成、特許権・意匠権の取得・活用、調査業務に従事する。

## ■意匠出願手続の流れ

カンボジアにおける意匠出願手続の流れに関し、次ページにフローチャートを示す。チャート中におけるカッコ付き数字は下記に記載の項目番号に対応する。

## ■詳細

### (1) 意匠出願

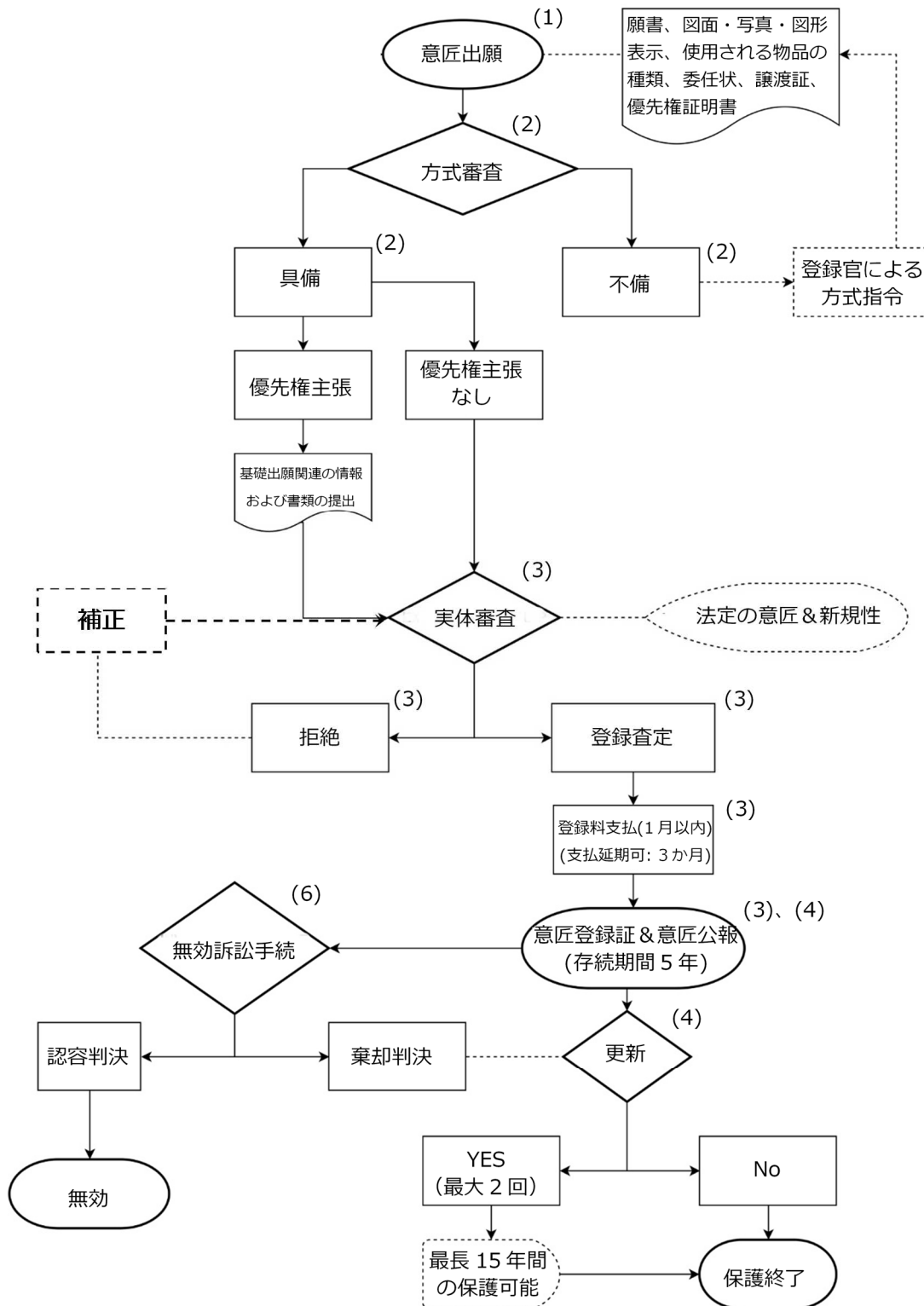
はじめに、出願人は工業財産局（Department of Industrial Property:DIP）に意匠出願を行わなければならない。特許、実用新案証および意匠に関する法律（以下、「特許法」という。）第95条および意匠登録手続に関する省令（以下、「意匠省令」という。）第8条により、次の書類および情報が要求される。

1. 願書（出願人、代理人および創作者に関する情報を含む）
2. 図面、写真、または意匠を組み入れる物品のその他の適切な図形表示
3. 意匠が使用される物品の種類指定
4. （現地代理人を介して出願される場合）委任状
5. （出願人が創作者ではない場合）譲渡証
6. （優先権を主張する場合）優先権証明書

### (2) 方式審査

工業財産局（DIP）は、方式審査を行い、願書および図形表示が正しく完備されていることを確認する。方式要件に不備が確認された場合、工業財産局（DIP）は

さらなる書類または情報を提出することを出願人に要求する。すべての方式要件が具備されている場合、工業財産局（DIP）は、出願番号および出願日を出願人に発行する（特許法第101条、意匠省令第17条および同令第18条）。



出願人は、意匠の保護に関するパリ条約に基づく優先権を主張することができる。特許法第 100 条および意匠省令第 15 条に従い、パリ条約の優先権を主張する場合、次の添付書類および情報が要求される。

1. 基礎出願の日付および出願番号
2. 基礎出願の意匠の国際分類
3. 基礎出願の出願国名または機関名
4. 基礎出願の認証謄本

出願人は、工業財産局（DIP）へのすべての出願において、特に、パリ条約の優先権を主張する意匠出願を出願する場合において、すべての書類に英語およびクメール語の翻訳文を添付しなければならないことに留意すべきである（意匠省令第 11 条）。また、翻訳文は翻訳者により認証されている必要がある。

### (3) 意匠実体審査

必要書類が受領されると、工業財産局（DIP）は出願の審査を開始する。工業財産局（DIP）は、特許法第 102 条および同条第 103 条の要件、特に以下の要件に基づいて出願を審査する。

1. 出願が法定の意匠に該当するか否か
2. 出願された意匠出願が新規性を有するか否か（すなわち、公知意匠ではない）

工業財産局（DIP）は拒絶査定または登録査定を行う（意匠省令第 19 条）。意匠出願が拒絶された場合、出願人は工業財産局（DIP）の示唆に従い出願を補正することができる。登録査定の場合、工業財産局（DIP）は出願人または代理人に通知する。出願人は 1 月以内に登録料を支払わなければならない。登録官に書面を提出し、支払いの遅延が正当であることが認められた場合、支払期間の 3 月間の延長が認められる（意匠省令第 18 条）。工業財産局（DIP）への支払いが完了した後、工業財産局（DIP）は意匠登録証を発行する。

#### (4) 意匠権および維持

意匠権者は意匠を実施する専有権を有する（特許法第 105 条）。意匠は出願日から 5 年間保護される（同法第 109 条）。意匠権者は 2 回まで意匠権を更新でき、最長保護期間は 15 年である（同法第 109 条）。

#### (5) 不服申立て

工業財産局の意匠に関する拒絶に対して、出願人は管轄裁判所に不服を申立てることができる（特許法第 124 条）。

#### (6) 無効訴訟

利害関係人は管轄裁判所に無効訴訟を提起することができる（特許法第 110 条）。意匠が新規性を有さない場合、無効とされる。

#### ■留意点

意匠とは、線または色彩の有無を問わず、線、色彩または立体の組合せ、あるいは素材である。当該組合せ、形状または素材は、工業製品または手工芸品に特別の外観を与えるものであり、工業製品若しくは手工芸品について模様として使用でき、視覚に訴え、かつ、視覚により認識可能であることを条件とする。意匠のうち、技術的效果を得るためにのみに資するもの、また、外観の特徴に関する創作の余地がないものは保護対象として認められない。

#### ■ソース

特許、実用新案証および意匠に関する法律（特許法）

意匠登録手続に関する省令（意匠省令）

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）